平成22年度 東大阪市社会福祉協議会

事業計画及び予算 <目 次>

0	事	業	計	画
\odot	#	未		رس

	0	方針	計及び重点は	目標⋯						• • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	••••	(1)
	ネ <u>·</u>	t会社	冨祉協議会	事業の	推進					• • • • • • •	• • • • • • •	••••	(2)
		1	「ボランテ ・ボラン ! ・ファミ!	ティア	活動推進	事業	ŧ · · · · · ·					•••	(2)
		2	校区福祉委が地域ネッ	を員会(ットワ	の組織や 一ク活動) かを核	きとした	こ活動の	D充実·				(4)
		3	いきいき	ネット	相談支援	爰セン	/ター事	事業(C	SW配	置事業	(美) の展	開	(5)
		4	経営の観り	点に立	った活動	力・事	業理念	家の確立	なと組織		の充実	€…	(6)
		5	積極的な流	活動・	事業とま	ええる	財源基	を盤の引	蛍化…				(6)
		6	福祉サー	ビス事	業の推進	<u>ŧ</u>							(6)
			(五) (高) ・ デイサ (高) ・ シルハ ・ ホーム ・ 日学生	2ンター 齢者 発用 サー ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	-事業 シャート マック・カード スピーク マック・カー・アート ファイン ファイン ファイン ファイン アイ・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・) -)… ヌー) ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **		····································		·····································			(1 (1 (1 (1 (1	7) 9) 1) 3) 5) 6) 8)
0	予		算											
	1.	予	算書		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •								(2	20)
	2.	資金	金収支計算額	書 科	目別予算	一覧	表			•••••			(2	27)

平成22年度 東大阪市社会福祉協議会 事業計画(案)

長引く経済不況の影響を強く受け、新たな貧困や格差が拡がるなか、国をあげて緊急経済対策や雇用対策等を講じているにもかかわらず、市民生活はいまだ厳しい状況が続いている。また、少子・高齢化がますます進行するとともに、人々のライフスタイルや価値観は大きく変化し、地域における人間関係の希薄化、子育てや介護などの家族機能、地域における助けあいや支えあいの機能もますます低下してきている。そのためひとり暮らし高齢者の社会的孤立・孤独死をはじめ、子どもや高齢者に対する虐待など、地域社会が抱える課題は多様化かつ複雑化している。

このような中で、市内における地域福祉活動の中核的な推進組織として、社会福祉協議会の果たすべき役割はますます大きくなっており、協議会の組織構成会員である地域福祉に取り組む福祉施設や市民団体、関係機関を基盤として、幅広い関係者との連携・協働のもと、民間組織としての自主性、創造性を発揮し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる「福祉のまちづくり」を推進していくことが求められている。

しかし、社会福祉協議会が住民を主体とする事業活動を推進していくためには、自主財源の確保は 欠かすことができないものであり、貴重な財源である共同募金運動については、年々募金額が減少傾 向にあり、昨年度の募金額は10%以上の落ち込みとなり、配分額も大きく減少することとなった。

こうしたことから社会福祉協議会がこれまで行ってきた配分事業全体をゼロベースで見直し、事業精査を行い、公募型事業など市民に見える事業活動への新たな取り組みを実施するとともに、市民ニーズと乖離したり、費用対効果が低いものについては縮小・廃止を行い、継続する事業についてもより効果的、効率的に推進していく。

市民や市民団体の地域福祉活動を推進するための「新・地域福祉活動計画」に基づいて、社会福祉協議会はその取りまとめ役としての機能を発揮できるよう、コミュニティソーシャルワーカーや地域担当職員の充実強化を図り、地域福祉推進の中核機関として、関係機関・団体はもとより、NPO・ボランティアや民間事業所等とも協働して、誰もが安心して暮らすことのできる福祉と共生のまちづくりの推進のため、次の事業を展開していく。

1)校区福祉委員会が行う小地域ネットワーク活動などの更なる活性化を目指し、地域担当職員(コミュニティワーカー)の増員を計画的に進めて、地域に積極的に出向き、活動の具体的な取り組みを支援していく。具体的には、地域診断から小地域福祉活動の目標・計画づくり、介護予防教室、災害時要援護者の避難誘導訓練や減災・防災の取り組みなどのメニュー事業を充実強化するとともに、社会的な孤立や孤独死ゼロを目指した事業、個別的な生活課題の解決を図るため、コミュニティソーシャルワーカーや専門機関とのつなぎや連携を強化していく。

また、地域の社会資源として福祉施設や介護保険事業所等と地域との交流、相互支援等の取り組みについても働きかけを行っていく。

- 2) 災害時要援護者の支援活動や大規模災害時の対策・対応としては、ボランティア活動や小地域ネットワーク活動、民生委員による高齢者世帯・ひとり暮らし高齢者の福祉票の作成など、災害時をも意識した日常的な活動の積み上げが重要なポイントとなっている。災害時要援護者の支援活動が効率的に機能するように要援護者マップの作成や福祉避難所の設置促進など、関係者との調整を行うとともに、訓練・研修を進めていく。
- 3) これまで「災害ボランティアセンター」は、災害が発生してから必要に応じて立ち上げることを前提にマニュアルの作成や立ち上げシミュレーション訓練などを行ってきた。しかしながら、立ち上げにあたってはクリアしなければならない様々な課題も多く、災害時の混乱した中にあっては正常に稼働するまで時間を要することから、平時から「災害ボランティアセンター」を立ち上げて、災害時のボランティア活動をはじめ、関連する要援護者の支援活動や復興支援活動などが円滑に機能するための課題を明らかにして、解決に向けた具体的な検討や取り組みを実施するなど、その時に向けた準備を進めていく。
- 4) コミュニティソーシャルワーカー(CSW)配置事業においては、この事業の特徴であるフット ワークの良さを生かして、地域包括支援センターや校区福祉委員会等の地域の施設や市民福祉活動 団体との連携・ネットワークを築くなど、社協の強みを発揮してこの事業の基幹的役割を果たし、 取りまとめを行うとともに、研修会や勉強会を開催し地域の福祉力を高め、セーフティーネットの 充実強化を図っていく。

- 5)地域包括支援センターが、市内の全エリアに設置されたことから、基幹型として他の地域包括支援センターが行う「地域ケア会議」等の統括的な役割を担い、全市的な地域福祉ネットワークを構築するほか、東大阪市における介護予防事業、総合相談などの地域包括ケアの実現を目指す。
- 6)日常生活自立支援事業(権利擁護事業)においては、判断能力が不十分な高齢者や障がい者等に対して日常的な金銭管理サービス等を行っている。増加傾向にある利用希望者への迅速でスムーズなサービス開始と待機期間の短縮を図るため、専門員及び生活支援員の体制強化を行い、利用者が安心して生活できるように支援していく。
- 7) 3カ所の老人センター及び2カ所のデイサービスセンターは、指定管理者として引き続き指定を受け、今年度は再指定2年目となる。この4施設5事業については、今後も社協の強みを生かし、 地域福祉の拠点施設としての役割を果たすとともに、サービスの質を今まで以上に高め、さらに利用者の増加を図っていく。
- 8)「社会的な援護を要する人々の問題」や「社会による排除・摩擦や社会からの孤立等の人権問題」に対する"福祉と共生のまちづくり"の取り組みについては、大阪府社会福祉協議会及び関係機関との連携・協力をはかりながら、民生委員児童委員協議会連合会や福祉施設団体連絡会をはじめ、地域福祉活動に取り組んでいるNPO・ボランティア、企業や事業所等とも連携しながら事業活動を推進していく。

社会福祉協議会事業の推進

新・地域福祉活動計画は、東大阪市の「第3期地域福祉計画」と連動し、市民や市民団体による地域福祉活動を推進するための中・長期的な計画として策定した。

これは東大阪市で地域福祉に関する活動・事業に取り組む多様な住民・民間団体等が共通の目標をもって、役割分担・連携して活動を進めていくための方向性を定めるとともに、取りまとめ役としての社協の機能をさらに高めていくための活動・事業の推進方策を定めたものである。

本年度、社協として新・地域福祉活動計画の指針により重点的に取り組む事業については、以下のとおりである。

重点的に取り組む事業

1. 「ボランティア・市民活動センター」事業の積極的な展開

- 1) 「ボランティア・市民活動センター」は、事業を推進する上で欠かせない、校区福祉委員会や 福祉団体、ボランティア活動、ファミリー・サポート・センターなどの市民福祉活動実践者と 福祉・まちづくり関係のNPOや企業との協働に対する支援の促進。
- 2) ボランティア活動や市民活動のプラットホームとしての「(仮称)東大阪市市民活動センター」 の設置を実現するため、今年度も市民の参画と協働のまちづくりを推進する事業の企画・運営 を図る。
- 3) NPOに対する支援や企業の社会貢献活動などとの連携・協働。
- 4) 市民福祉活動への支援及び市民福祉活動と公的なサービス等の積極的な連携及び公民協働の地域福祉の推進。
- 5) 寄付や資源の提供のため、共同募金、賛助会費、ボランティア基金、善意銀行預託金等の有効 な活用方策の検討。
- 6) 災害時など緊急時に要援護者支援のための情報把握と情報伝達方法の体制整備、福祉避難所の確保や災害ボランティア等の育成などの体制を整備していく。また、平時から「災害ボランティアセンター」を立ち上げ、災害時のボランティア活動や要援護者の支援活動など、解決に向けた具体的な検討や準備を進めていく。

ボランティア活動推進事業

- 1) 需給調整(コーディネート)業務の充実
 - ①ボランティア・コーディネーター機能の拡充と専門性の向上
 - ②活動希望者や講座修了者に対するコーディネート
 - ③相談や依頼に対する適切なコーディネート
- 2) ボランティア養成事業の実施
 - ①夏期ボランティア体験講座
 - ②災害時対応ボランティア体験研修会
 - ③手話教室
 - ④入門ボランティアスクール
 - ⑤はじめてボランティア講座
 - ⑥赤十字健康生活支援講習
 - ⑦福祉チャレンジセミナー(対象:中学生・高校生・大学生)
 - ⑧ボランティアステップアップ研修会
 - ⑨精神保健福祉ボランティア養成講座
 - ⑩施設ボランティアコーディネーター研修
 - ⑪パフォーマンスボランティア研修会
- 3) ボランティア・NPO活動への相談援助の充実
 - ①機材の貸し出し、会場の提供
 - ②情報の収集と提供(ボランティアサロンの開催・情報誌の発行)
 - ③ボランティア活動に対する助成制度の情報提供、相談援助
 - ④コミュニティソーシャルワーカーとの連携
- 4) 東大阪市ボランティア基金の拡充
 - ①ダイレクトメールによる啓発
 - ②チャリティーコンサートの開催
- 5) ボランティア活動拠点整備の推進
 - ①シルバーボランティアセンターとの連携
- 6) 福祉教育の推進支援
 - ①学校と連携した福祉・ボランティア教育の普及支援
 - ②大学と連携したプロジェクトの遂行
- 7) 広報・啓発の充実
 - ①社協機関紙等を活用した啓発
 - ②ホームページのリニューアルと充実
- 8) 勤労者・OBのボランティア活動推進
 - ①ボランティア体験プログラムの実施
 - ②企業の社会貢献活動との連携・協働
- 9) 小地域ネットワーク事業との連携
 - ①小地域ネットワーク活動ボランティアスクールの開催
- 10) 東大阪市ボランティア連絡会との連携・協働事業の実施
 - ①ボランティア研究集会の開催
 - ②その他ボランティア連絡会事業への協力

ファミリー・サポート・センター事業

事業開始より7年間の間に、保健センターや保育施設でファミリー・サポート・センター事業についての認識が広がり、子育て困難状況にある家庭に情報提供されてきたことによって、依頼会員として登録し、支援に結びつく流れができつつある。ただ、情報提供の支援内容が誤解されて伝わっているケースも増えていることから、今後、保健センター職員向けの事業説明や依頼会員用の出張登録説明会などの開催について検討していく必要がある。

登録依頼会員の家庭状況は、共働き世帯から専業主婦家庭へと少しずつシフトしてきており、その為、保育施設での一時預かりが利用できない為の利用というケースも増えている。また、次子出産後に上の子の送迎依頼など、少子化対策への事業としても役割を担っている。

子育て講座・交流会は引き続き、一般市民に向けての子育て支援内容を目的とした講演会(専門分野の講師)等の企画を充実させると共に、参加募集の広報・周知方法を再度検討する。

開催月				Ē	\$	業	内	容		
4月	会	員	養	成	講	座				
5月	会	員	養	成	講	座				
6月	卜	育	7	-	講	座	(親子	体操)		
7月	通	信	誌	発	行					
8月	似	員	養	戍	講	座				
10月	似	員	養	戍	講	座				
11月	通	信	誌	発	行					
12月	フ:	アミ	サ	ポ	交 流	会				
1月	会	員	養	成	講	座				
2月	子	育	7	-	講	座	、登録	禄会員網	継続調査	
3月	会	員	養	成	講	座、	、通信	誌発行		

2. 校区福祉委員会の組織や小地域ネットワーク活動を核とした活動の充実

- 1) 校区福祉委員会が行う、地域福祉の実践組織としての活動の支援
 - ・福祉委員による情報提供や住民の身近な相談窓口としての体制づくり
 - ・校区福祉委員会の活動拠点における事務局機能の整備
 - ・地域資源の発見を目的とした地域診断や校区が自ら策定する福祉計画の推進
 - ・地域を基盤に各々の福祉課題に応じたネットワーク作りの推進
 - ・要援護者の福祉救援の取り組みを中心とした包括的な防災訓練活動の実施
 - ・住民の誰もが参加協力できる地域福祉活動の推進
 - ・要援護者の自立を支援し地域福祉活動の人材となるボランティアスクールの開催
 - ・校区福祉委員会活動の効果的な推進を目的とした、情報提供や研修会の開催。
 - ・介護予防事業の推進による地域福祉活動の展開
- 2) 小地域ネットワーク活動の個別援助活動の充実
 - ・行政や専門機関との連携による個別援助体制の強化
 - ・個人情報(要援護者)の把握とプライバシー保護の徹底
- 3) 子育て支援や障がい者支援の取り組みに関する活動の推進
 - ・活動に対する情報提供と交流会・研修会の開催
- 4) 校区福祉委員会活動の計画的な推進のため、校区ごとのプランづくりの推進
 - ・校区によるプランづくりと実践
- 5) 小地域ネットワーク活動の内容に応じたメリハリのある助成と支援
 - ・各校区の活動状況の把握と課題分析
- 6) (仮称) 「地域福祉ネットワーク推進会議」の取り組みに向けた調整
 - ・コミュニティソーシャルワーカー等、専門機関との連携・支援
- 7) 自主財源の確保に向けた賛助会員の拡大と公的助成の継続と確保
 - ・校区活動における住民への啓発と参加協力への要請

3. いきいきネット相談支援センター事業(CSW配置事業)の展開

平成21年9月より、盾津東・英田中学校区においても社協が担当することとなり、社協のCSWは、高齢者サービスセンター2名、五条及び高井田の各老人センターと楠根デイサービスセンターをあわせると5名になった。

このことにより、地域福祉の推進役として、またこの事業の取りまとめ役として、社協の役割が なお一層重要視される。

今年度は、相談業務を充実し、地域福祉活動のネットワーク化をはかるために専門機関や校区福祉委員会、民生委員児童委員会等との連携を強化していく。また、小地域ネットワーク担当職員や地域包括支援センターと13カ所のCSWが連携して、分野横断的なネットワークづくりをめざし「(仮称)地域福祉ネットワーク推進会議」の構築に努めていく。

1) 事業内容

- ・援護が必要な人々の課題の発見、見守り、支援
- ・地域福祉活動団体等と連携し、支援を必要とする人々への新たなサービスの研究等
- ・小地域ネットワーク活動と連携し、援護を必要とする人々へのネットワークづくりの推進
- ・福祉サービスに結びついていない要援護者の相談、つなぎ
- ・福祉サービス等の情報提供

2) 担当中学校区等における業務

- ・福祉に関する相談業務の充実
- ・市民プラザにおける「福祉の出張相談コーナー」の実施
- ・各関係機関や校区福祉委員会・民生委員児童委員等、地域福祉活動実践者へのアウトリーチ と連携の推進
- ・事例検討会や福祉に関する研修会等の開催
- ・高齢者地域ケア会議等、福祉をテーマにした研修会・会議等への積極的な参加
- ・老人センター事業等と連携した相談支援体制の充実
- ・「(仮称)地域福祉ネットワーク推進会議」に向けて各関係機関との連携(リージョン区単位)

3) CSW配置施設の取りまとめ業務

- ・東大阪市CSW連絡会議の開催(市との連絡調整及び事例検討会含む)
- ・東大阪市CSW連携会議の開催(CSW間の連絡調整含む)
- ・CSW研修会の企画、立案、実施
- ・地域での研修会や学習会の開催
- · CSW事業活動計画書、報告書作成の総括
- ・CSWを配置している中学校区内や担当している中学校区内において校区福祉委員や民生 委員児童委員との連携の支援
- ・各市民プラザにおける「福祉の出張相談コーナー」体制等の連絡調整
- ・福祉に関する研修会の案内や情報等の提供
- ・小地域ネットワーク活動との連携
- ・公的機関及び地域包括支援センター、地域活動支援センター、子育て支援センター等 関係機関との連絡調整、連携の推進の支援
- ・事業の広報啓発(機関紙「社協ひがしおおさか」への記事掲載など)
- ・府下市町村CSW配置施設及び関係機関との情報交換や交流会等の調整
- ・本市の「第3期地域福祉計画」の推進を図るための協力と連携
- ・CSWのスーパーバイザーとの連絡調整

4. 経営の観点にたった活動・事業理念の確立と組織体制の充実

- 1) 事業推進の理念の明確化
- 2) 社協会員(組織構成会員)制度の充実 ・分野(領域)ごとの集まり、会合の実施
- 3) 理事会、評議員会機能の充実
- 4) 事務局組織の再構築
- 5) 職員の専門性の向上

5. 積極的な活動・事業を支える財源基盤の強化

- 1) 社協会員(賛助会員)制度の推進
 - ・ケーブルTVの活用
 - ・インターネットホームページの活用(定期的な情報更新)
- 2) 自主財源確保の推進
 - ・新しい自主財源の検討
 - ・受託事業等受託費からの総務経費の按分拠出についての検討
 - ・地域福祉活動、介護保険事業における採算性等についての検討
 - ・社協機関紙への広告募集の推進
 - ・講座受講料等の適正な受益者負担の検討
- 3) 税金対策
 - ・課税事業者としての消費税支払い対策の検討

6. 福祉サービス事業の推進

- 1) 社協の福祉サービス提供事業において、市民福祉活動や日常生活自立支援事業など他の活動・ 事業と連携したコミュニティワークの視点に立った事業展開
- 2) 指定管理者制度によるデイサービス事業運営の実施
- 3) 福祉サービス提供事業者としての経営責任の明確化及び個人情報の保護などのリスクマネジメント(危機管理)の取り組みの推進。
- 4) 福祉サービスの質の向上のための研修等による職員の資質の向上
- 5) 福祉サービスを提供する事業と市社協が実施する他の事業との連携、及び自立支援の促進する 観点でのサービスの確立
- 6)介護予防における利用者と地域とのつながりをもった生活の支援、及び虚弱な高齢者などを支援するしくみをつくる役割の実施。
- 7) 社協が運営する老人センターにおける高齢者への情報や知識の提供、及び地域で主体的に活動 する力を高める事業の充実
- 8) シルバーボランティアセンターへの高齢者の参加による地域活動への参加支援
- 9) 社協が運営する玉串保育園の待機児童の解消及び保育サービスの充実
- 10) 玉串保育園の地域での子育て支援及び住民・団体・事業者等との連携による世代間の交流

東大阪市立高齢者サービスセンター事業

東大阪市立高齢者サービスセンターは、高齢者福祉の基幹施設として設置されて16年となる。 総合相談、情報提供、教育・研修、機能回復訓練、調査・研究など特A型老人福祉センター事業 をはじめ、介護予防、シルバーボランティアセンター事業にも積極的に取り組んできた。

平成18年度より、東大阪市では公の施設の管理に民間の能力を活用する「指定管理者制度」が 導入され、高齢者サービスセンターをはじめ、五条・高井田老人センター、高齢者・楠根デイサー ビスセンターは、引き続き指定管理者として5年目を迎え、これまでの実績を積み重ねるとともに、 事業効果を発揮し経営の観点に立った効率的な活動や利用者のニーズに対応した事業の充実を図っ ていくことが求められる。

介護保険法における「訪問介護事業」「介護予防訪問介護事業」、障害者自立支援法による障がい者福祉サービスの「居宅介護」「重度訪問介護」については、社協が地域福祉推進事業へ特化していくにあたり、利用者の移管調整をおこない今年度末に2カ所の事業所を閉所する。

また、地域包括支援センターでは、基幹型としての地域ケア会議をはじめ高齢者虐待防止ネットワーク事業の推進や認知症啓発事業などの推進的役割を引き続き行うとともに、他の17カ所の地域包括支援センターの統括・連携をはじめ、担当エリアにおける高齢者の身近な相談機関として介護予防事業の推進を図る。

日常生活自立支援センターでは、判断能力が不十分な方に日常的な金銭管理や福祉サービスの利用を支援する日常生活自立支援事業を実施しており、専門員及び生活支援員の体制強化と効率化を図り、利用希望者の待機期間の短縮に努め、利用者が安心して生活できるように支援していく。

コミュニティソーシャルワーカー(以下CSW)配置事業については、高齢者や障がい者、子育て中の親などへの相談援助等を通じCSWが課題解決の支援を行う「いきいきネット相談支援センター事業」が市内13カ所で展開されている。平成21年9月より新たに盾津東、英田中学校区のエリアを高齢者サービスセンターが担当し、社協のCSWは5人となった。今年度も引き続き分野ごとにしか図られていない関係機関のネットワークを分野横断的なネットワークとして構築するため、13カ所のCSWが社協の地域担当職員と協動して、地域福祉ネットワークの構築に向けて事業の推進を強化していく。また、要援護者の相談支援にむけて小地域ネットワーク事業、地域包括支援センターとの定例的な会議による情報交換などをとおして連携を深めていく。

当センター事業は、地域住民との交流を積極的に行い、情報提供や利用者へのよりよいサービスの提供、要援護者への相談支援の充実など、地域福祉の推進を図っていく。

老人センター事業

1. 高齢者サービスセンター

高齢者の方が、趣味活動を通じて心豊かな生活と交流の輪を広げ、健康の維持向上や生きがいづくりを目的として、生きがい教室(クラブ活動)を実施する。また誰でも気軽に楽しく参加できる教養講座やレクリエーション事業を実施していく。

昨年までの老人大学講座は、シニア地域活動実践塾事業とし、高齢者の方々が長寿社会の中で、健康でより豊かに過ごすための学習の機会の場の提供と修了後、様々な福祉活動に参画していただくボランティアの育成をめざす。また、介護予防、健康づくり推進事業をさらに進め、活力のある元気なまちづくりを推進していく。

1)シニア地域活動実践塾事業(老人大学講座)

①輝くシニア地域活動実践塾「悠友塾」

高齢者の方々に、健康でより豊かな生きがいのある生活を送っていただけるよう、これまでの悠友塾を継承しながらも新たに2コースを増設して、「楽しく集い・学び・語らい・行動する」という機会と場を提供する。そして、この講座で習得していただいたことを身近な地域社会に役立て、日常生活をより豊かにすごしていただくことをめざす。

・一般教養科目(全員)

・専門コース(4コース・選択) - ①楽しく郷土の歴史を学ぶコース ②楽しく社会福祉を学ぶコース ③介護予防サポーターコース - ④いきいきエコライフコース

②高齢者生きがい教室

<i>)</i> -	ラブ名	:	 実	施 日	<i>)</i> -	フラブ名	5	 実	施日
	, J J 🗖	週	曜日	時間	-	7 7 7 1	週	曜日	時間
	詩吟	第1・3	火	13:30~15:30	自	謡曲	第1・3	火	10:00~12:00
	華道	第1・3	月	13:30~15:30		カニオケ	第1:3	אר	12:00~16:00
	書道	(1 部) 第2:4	火	10:00~12:00	由ク	カラオケ 	(123)	月	13:00~16:00
趣		(2部)		13:30~15:30	اح	テンコク	第2・4	<u> </u>	13:30~15:30
n±	美術	第1・3	水	13:30~15:30	ー		<u> </u>	<u> </u>	1
味	茶道	第2・4	水	13:30~15:30		卓球	(1 部) 第2・4 (2 部)	; 土 ; 土	10:00~12:00
の	編物手芸	第2・4	水	13:30~15:30			1	木	13:30~15:30
≯ h	吻 #	(1 部)	+	10:00~12:00	1—	ダンス	毎週	月水	10:00~12:00 10:00~12:00
教	陶芸	第1:3	木	13:30~15:30	般	カラオケ	第2·4·5	月	13:00~16:00
室	民 謡	第1・3	金	13:30~15:30	開		毎週	棄	10:00~12:00
	民謡踊り	第1・3	金	13:30~15:30	放		笠〇.4	<u> </u>	1
	はり絵	第2・4	金	13:30~15:30	1	卓球	第2・4	月	13:00~15:00
	社交ダンス	第1・3	木	13:30~15:30			毎週	奎	10:00~12:00 13:00~16:00

2) 教養講座、レクリエーション事業(季節ごとに様々な行事・教室の開催) 料理教室、世代間交流会、囲碁・将棋交流会、映画鑑賞会、ふれあいバスツアー他

3)地域交流事業

「高齢者生きがい教室(クラブ活動)」の発表や「ちびっ子ひろば」、福祉のなんでも相談 コーナーなど施設を開放した「弥生祭」を実施し、利用者や地域との交流及び世代間交流を図っていく。

4) 介護予防、健康づくり推進事業

地域包括支援センターやボランティア・市民活動センター、老人センター等社協内での連携 を強化し、介護予防の啓発・普及に継続して取り組む。

専門職(理学療法士等)による高齢者の健康づくりを中心に日常生活における介護予防等の相談、指導を実施し、高齢者の自立した生活を支援する。

また、デイサービス利用者へのリハビリ指導やヘルパー・ケアマネジャーへの助言指導及び 家族への介助指導や訓練指導を行う。

- ①介護予防活動ボランティアの活動拡充に対する支援(スキルアップ研修等の実施)
- ②「健康体操教室」「トレーニング教室」「健康のつどい」等介護予防教室の実施
- ③「健康(医学)講座」、「介護予防講座」等講座の実施
- ④「みんなの体操ひろば」の実施による介護予防の推進:毎月 第4木曜日13時30分~15時
- 5)シルバーボランティアセンター事業の推進(人材育成推進事業)

高齢者ボランティアと協働し、事業を実施することでボランティア活動の場を提供し、利用者間の交流を図るとともに、生きがいをもって社会に貢献できる人材の育成を行う。

(1)介護予防活動ボランティアの育成と活動の支援

「みんなの体操ひろば」の実施

地域活動に向けた学習会の実施

養成講座修了生のスキルアップ研修の実施等

- ②ボランティア(グループ)による教室の開催
 - 体験料理教室、手芸教室、体操教室、パソコン教室などの実施
- ③ひとり暮らし高齢者世帯へのふれあい福祉電話訪問の実施 (ボランティアグループ「はヒレロタヒ」)
- ④ボランティア・市民活動センターと連携した事業の実施
- ⑤当施設で活動しているボランティアと地域の交流を目的とした、活動紹介等の実施
- ⑥情報提供、啓発

6) 各種相談事業

日常生活の心配事や健康などに関する総合的な相談事業を行う。

・いきいき健康相談:第3水曜 13時30分~15時

- 7)健康生活維持並びに向上のためのサービス事業
 - ・心身のリフレッシュのための健康入浴 毎週、月・水・金曜日 13時~15時 一般開放
 - ・車いす貸し出し事業
- 8) 広報・啓発事業
 - ・高齢者に関する各種の情報を収集し、パンフレット等の掲出配布を行う。また、高齢者サービスセンターの月間行事予定を掲載した「高齢者サービスセンターだより」を発行し、センター事業の啓発と参加を呼びかける。
 - ・ホームページ等を活用した情報の発信
- 9) 社協内三老人センター連携による交流会や連絡会議の開催
- 10) いきいきネット相談支援センター事業(東大阪市CSW配置事業・盾津、池島中学校区及び 盾津東、英田中学校区担当)

CSWが地域で援護を要する高齢者、障がい者、子育て中の親などの見守り、課題の発見、必要なサービスや専門機関へのつなぎを行い、相談援助にあたる。(詳細は別掲)

11) その他

・実習生や職場体験学習の受け入れ

※主な月別行事予定表

月別	教 養 講 座	レクリエーション事業	健康づくり推進事業
4			
5	料 理 教 室		いきいき歌体操
6	手 作 り 作 品 教 室	映 画 鑑 賞 会	
7	料 理 教 室	囲碁・将棋交流会	
8	陶 芸 教 室	映画鑑賞会	
9	パソコン教室	敬老のつどい	いきいき歌体操
10	料 理 教 室	ふれあいバスツアー	
1 1	手 作 り 作 品 教 室	世代間交流(ふれあいおもちゃ作り)	
12	パソコン教室		
1			健 康 の つ ど い
2	料 理 教 室		
3	パソコン教室	クラブ活動発表会	

※「みんなの体操ひろば」・「メロディうんどう教室」は毎月実施

2. 五条老人センター

高齢者が気軽に参加でき、楽しく集えるような各種教室や生きがいづくり事業等を展開すると共に、介護予防をめざした健康づくり推進事業を展開していく。

また、地域に根ざした老人センターとして、地域の高齢者が健康で安心した生活を送ることができるように、地域交流事業として「医、食、住」等をテーマとした「五条の里講座」を引き続き、開催していく。

そして、高齢者のボランティア活動を支援していくために、シルバーボランティアセンターとしての機能の充実を図り、指定管理者施設として各関係機関と連携し、地域福祉活動の推進と高齢者の福祉向上に努めていく。

1)教養講座、レクリエーション事業 高齢者が豊かにいきいきと過ごせるように講座やレクリエーション事業の実施をしていく。 2) 高齢者生きがい教室(クラブ活動)の実施

高齢者の生涯教育の一環として、生きがいづくりや人と人との交流に重点をおいた生きがい教室の実施。

クラブ	· 4		実	施 日	クラブ名		実	施日
		週	曜日	時 間	7 J J 6	週	曜日	時 間
華	道	第1·3	月	13:00~15:00	フラダンス	第2·4	水	12:00~16:30
俳	句	第 2	月	13:00~15:30	折り紙	第 1	火	10:00~11:30
詩	吟	第1·3	火	14:00~16:00	ダンス	第1·3	木	13:00~16:00
水 墨	画	第2·4	火	10:00~12:00	歌 体 操	第2·4	木	10:00~11:30
書	道	第2·4	火	13:00~15:00	手 芸	第2·4	木	13:00~15:00
カラオケ 1	部	第1·3	水	10:00~12:00	新舞踊	第1·3	金	14:00~16:00
カラオケ 2	部.	第1·3	水	13:00~15:00	民 謡	第2·4	金	13:30~15:30
絵 手	紙	第2·4	水	10:00~11:30	フラワーアレンシ゛メント	第 4	金	13:30~15:00
茶	道	第2·4	水	13:00~15:00				

3) 地域交流事業

- ①利用者や地域との交流事業として、高齢者生きがい教室(クラブ活動)の発表会を開催
- ②高齢者の福祉向上や生きがい推進を目的とした「五条の里講座」の開催
- ③地元の小、中学校と連携した世代間交流事業の実施
- ④利用者による手芸や絵手紙等の作品展示コーナーの設置

4) 各種相談事業

- ・日常生活の心配事や健康などに関する総合相談事業の実施 健康相談 毎月 第1木曜日 13時~15時
- 5) 介護予防、健康づくり推進事業
 - ①「みんなの体操ひろば」の開催 毎月 第1・2・3月曜日 10時~11時30分
 - ②健康のつどい、健康体操の実施
 - ③卓球教室の実施
 - ④地域包括支援センター等と連携した介護予防教室の実施
 - ⑤「そよかぜの会」による健康推進事業 (東保健センターとの共催事業)の実施
- 6) シルバーボランティアセンター事業の推進(人材育成推進事業)

高齢者のボランティア活動の推進と拡充を図り、地域活動への参加を支援していく。

- ①ひとり暮らし高齢者世帯へのふれあい福祉電話訪問の実施 (ボランティアグループ「はヒレロタニ」)
- ②ひとり暮らしの高齢者の話し相手や外出介助などの活動支援(ボランティアグループ「ホレċルロタョ)
- ③ボランティアによる庭園清掃の実施 (センター利用者有志)
- ④「みんなの体操ひろば」にて転倒予防体操等の普及活動の支援

(木゛ランティアク゛ルーフ゜「こだま」、 「ひまわり」、 「ひびき」)

- ⑤ボランティアによる「出前体操ひろば」活動の支援
- ⑥ボランティア・市民活動センターと連携した事業の実施
- ⑦いきいきボランティア学習講座の開催
- ⑧介護予防活動ボランティアの育成及び活動拡充に対する支援(修了生のスキルアップ研修の実施等)
- ⑨ボランティア活動の相談援助
- ⑩会場の提供、情報提供、広報啓発

7) 広報・啓発事業

- ①高齢者に関する各種の情報を収集し、利用者等に情報提供を行う。
- ②五条老人センターの月間行事予定表を発行し、センター事業への参加を呼びかける。
- ③ホームページ等を活用した情報の発信
- 8) 対協内三老人センター連携による交流会や連絡会議の開催
- 9) いきいきネット相談支援センター事業(東大阪市CSW配置事業・縄手北、枚岡中学校区担当)
 - ・CSWが地域で援護を要する高齢者、障がい者、子育て中の親などの見守り、課題の発見、 必要なサービスや専門機関へのつなぎを行い、相談援助にあたる。(詳細は別掲)

10) その他

・実習生や職場体験学習の受け入れ

※主な月別行事予定表

<u> </u>	ンコミコードントング			
月別	教養講座	レクリエーション事業	地域交流事業	健康づくり推進事業
4		映画鑑賞会		
5	手作り作品教室	卓球大会	五条の里講座	健康のつどい
6				
7	パソコン教室		五条の里講座	
8		盆踊り講習会・映画鑑賞会	世代間交流事業	
9		敬老大会・バンパー大会		
10	手作り作品教室	囲碁大会	五条の里講座	
11	版画教室		クラブ活動発表会	
12	パソコン教室	映画鑑賞会		
1	手作りクラフト教室		五条の里講座	
2		将棋大会		健康のつどい
3	いきいきボ゛ランティア学習講座			

※「みんなの体操ひろば」は毎月実施

3. 高井田老人センター

多くの高齢者が趣味活動を通じてふれあいを深め、楽しく健康づくりや生きがいづくりを目的として、ニーズに対応していくために生きがい教室(クラブ活動)、各種教室及び自主事業を実施すると共に地域に密着した施設として事業を推進していく。

また、シルバーボランティアセンター機能の拡充を図り、地域に根ざした社会参加を支援するためにボランティア活動への参加を促進し、さらに関係機関との連携を深め、地域福祉活動推進の拠点をめざし高齢者福祉の向上に努めていく。

- 1)教養講座、レクリエーション事業 高齢者が豊かにいきいきと過ごせるように講座やレクリエーション事業を実施していく。
- 2) 高齢者生きがい教室(クラブ活動)の実施 高齢者の生涯学習の一環として、生きがいづくりや人と人との交流に重点をおいた生きがい 教室の実施。

		•					•		
クラブ名	7	実	₹)	施日	クラブ名 -		ᢖ	Ē	施日
7 7 7 7		週	曜日	時間			週	曜日	時 間
俳 句		第2	川	13:00~16:00			第2·4	月	10:00~11:30
詩吟		第1·3	火	13:00~15:00	歌体	操	第1·3	水	10:00~11:30
水彩画	3	第1·3	火	13:00~15:00			第1·3	金	10:00~11:30
華道	未生流	第2	火	13:30~15:00	書道	実用	第2	木	13:00~15:00
半坦	757-	第4	火	13:30~15:00		かな	第4	木	13:00~15:00
謡曲		第2·4	火	12:00~16:00	手	芸	第2·4	木	13:00~15:00
写真		第1	水	13:30~15:00	新舞	踊	第1·3	金	13:00~15:00
絵 手 糺	4	第2	水	13:30~15:00	プリザーブ	ト゛フラワー	第2	金	13:00~15:00
加工工机	LV	第4	水	13:30~15:00	カラオケ	/-	第1	土	13:00~16:00
茶道		第2·4	水	13:00~15:00	カフカワ		第3	土	13:00~16:00
ダンフ	ζ	第1·3	木	13:00~16:00	民 謡		第2·4	金	13:00~15:00
					大正	琴	第2·4	土	13:00~15:00

3)地域交流事業

- ①高齢者生きがい教室(クラブ活動)の発表会開催など利用者や地域との交流及び世代間交流を図っていく。
- ②茶道や囲碁を通じて、地元の小・中学校との世代間交流事業の実施
- ③老人会や地域との交流を図っていく。
- ④福祉施設との交流

4) 各種相談事業

- ①日常生活の心配事や悩み、健康等に関する総合的な相談事業を行う。 健康相談 毎月第3水曜日 13時30分~15時30分
- 5) 介護予防、健康づくり推進事業

(1) (対議予防、健康力くり推進事業) (1) (対議予防事業 要介護状態になることを防止し、関係機関との連携を強化し、介護予防の啓発・普及に取り組む 「みんなの体操ひろば」の実施 毎月第1・3水曜日 13時30分~15時 (2) (健康のつどい、健康体操の実施 講師による高齢者の健康づくりを中心に健康の維持・機能などの指導を実施し、高齢者の自立した生活を支援する。 (3) 趣味の充実のための取り組み 卓球、ラージボール、バンパー、囲碁・将棋、その他、時代のニーズにあった趣味を通じて交流をはかり、心身の健康の増進に努める。

6) シルバーボランティアセンター事業の推進(人材育成推進事業)

ラルハーホランティアをプター事業の推進(人材育成推進事業) 高齢者ボランティア活動の育成推進と拡充を図り、地域活動への参加を支援していく。 ①「みんなの体操ひろば」にて転倒予防体操などの普及活動の実施 ボランティアグループ「サボテン」 ②介護予防活動ボランティアの活動拡充に対する支援(修了生のスキルアップ研修の実施等) ③介護予防活動ボランティア養成講座の実施 ④ボランティアグループによる「出前体操ひろば」活動の支援 ⑤ボランティア講師による各種同好会、教室の実施 編み物同好会、折紙同好会、水墨画同好会、ポリマークレイ同好会 書道ボランティアグループ ⑥ボランティア・市民活動センターとの連携 ⑦ボランティア活動の相談援助 ⑧会場提供、情報提供、広報啓発

- 7) 広報・啓発事業

 - ①高齢者に関する各種の情報を収集し、利用者等に情報提供を行う。 ②高井田老人センターの月間行事予定表を発行し、センター事業への参加を呼びかける。 ③ホームページ等を活用した情報の発信
- 8) 社協内三老人センター連携による交流会や連絡会議の開催
- 9) いきいきネット相談支援センター事業

(東大阪市CSW配置事業・新喜多、長栄中学校区担当) CSWが地域で援護を要する高齢者、障がい者、子育て中の親などの見守り、課題の発見、 必要なサービスや専門機関へのつなぎを行い、相談援助にあたる。(詳細は別掲)

10) その他

・実習生や職場体験学習の受け入れ

主な月別行事予定表

月別	教養講座	レクリエーション事業	健康づくり推進事業
4			
5	手作り作品教室		
6		バ ン パ ー 大 会	健康のつどい
7	パ ソ コ ン 教 室		
8			
9	手作り作品教室	敬 老 大 会	
10		卓球・ラージボール大会	
11	パ ソ コ ン 教 室		
12			健康のつどい
1	手作り作品教室		
2		クラブ活動発表会	
3		世代間交流会	

※「みんなの体操ひろば」は毎月実施

デイサービス事業

平成22年度も引き続き指定管理者施設として、これまでの実績の維持と向上をめざし、法令遵守のもとに通所介護事業等の拡充を図っていく。

また、高齢者の「尊厳の保持」と「自立支援」という介護保険の基本理念を踏まえ、利用者を中心とした各サービスの充実と在宅生活継続のための支援の強化を図るとともに介護予防サービス事業に取り組む。

楠根デイサービスセンターでは、CSWによる「いきいきネット相談支援センター」事業をより充実し、地域課題に取り組むとともに他のセンターや関係機関との連携をより密にし、要援護者からの相談業務の拡充を図る。

- 1) 効果的、効率的な施設運営を行う。
 - ①利用定員 ・・・・20名
 - ②利 用 日 ・・・・月曜日から土曜日(年末年始(12/31~1/3は除く))の開所
 - ③利用時間枠・・・・4時間~8時間
 - ④通所介護・介護予防通所介護事業の実施

介護保険法による要支援、要介護状態と認定された利用者に、日帰りで入浴や食事、レクリエーションなどのサービスの提供。

- 2)満足度の向上や関係の強化を目指す。
 - ①利用者の声、ニーズを反映させた行事、充実したレクリエーション等を実施する。
 - ②家族との連携を密にしていく。
 - ・連絡帳により、日々変化する利用者の体調を把握し、ニーズに沿ったサービスの提供に努める。
 - ③「緊急対応処置」救急病院及びかかりつけ医院等と連絡を行い、迅速な対応を取れるよう連携を行う。また、「主な感染症予防対処マニュアル」の内容を習熟し、即時適切に対応する。
- 3) スタッフの育成・組織の活性化に取り組む。
 - ①行事、レクリエーションの充実に向けて情報収集を強化していく。
 - ②スタッフの資質向上のために、積極的な外部(施設視察等)研修の受講。
- 4) 関係機関との連携強化
 - ①事業推進にあたって、本市介護保険担当部署、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター 等との連携を密にしていく。
 - ②居宅介護支援事業所へ毎月の利用状況を知らせるなどPRに努める。
 - ③地元及び周辺の自治会との交流や見学会等を行うなどPRに努める。
- 1. 高齢者サービスセンター・デイサービス
 - 1)事業
 - ①基本事業の充実
 - ・レクリエーションの充実を図るため計画立案会議を定期的に開催する。
 - ・介護予防サービス事業及び選択的メニューの「運動器機能向上サービス」の実施。
 - ・日常動作訓練の充実。
 - ・スタッフ中心にレクリエーションをとおして機能訓練の充実に努め、身体機能向上を図るために、ボールを使ったゲーム、音楽体操等の指導を行う。
 - ・ミーティングの充実と記録表の活用によるサービスの向上に努める。
 - ②苦情解決システムの推進
 - ・利用者(家族)からの相談や苦情等に迅速に対応するための窓口として、苦情解決責任者と苦情受付担当者を設置。
 - ・必要に応じて関係機関や第三者委員等への連絡調整及び助言、指導を仰ぎ解決を図る。
 - ・利用者等の意見や苦情をサービスの向上に繋げていく。
 - 2) 複合施設の利点の活用
 - ①高齢者サービスセンター老人センターが実施する事業等への参加等

3) 行事

①年間行事とレクリエーションの内容

4月	桜 祭 り	7月	七夕祭り	10月	運動会	1月	福笑ゲーム
5月	端午の節句	8月	夏祭り	11月	ゲーム	2月	節分ゲーム
6月	ゲ ー ム	9月	敬老祝賀会	12月	クリスマス会	3月	弥 生 祭

②その他

- ・手作りによる月別カレンダーの作成等
- ・誕生会(カラオケ、誕生日記念写真撮影)

4)研修

職員の資質向上を図るために、研修会への参加及び他の事業所との交流を図る。

2. 楠根デイサービスセンター

1)事業

①基本事業の充実

- ・利用者によりきめ細やかなサービスを実施する
- ・充実したレクリエーションを実施するためにスタッフ担当制により計画し、バリエーションのある内容にする。
- ・日常動作訓練の充実

スタッフ中心にレクリエーションを通じ機能訓練の充実に努め、残存機能向上を図るために、ボールを使ったゲーム・音楽体操・カレンダー作成等を行う。

- ・スタッフ相互の利用者情報の共有と記録表の活用によるサービスの向上。
- ・介護予防サービス事業の取り組み。
- ・利用者の受け入れエリヤをより拡大しサービス量の増加をはかる。

②苦情解決システムの推進

- ・利用者(家族)からの相談や苦情等に迅速に対応するための窓口として、苦情解決責任者と苦情受付担当者を設置。
- ・必要に応じて関係機関や第三者委員等への連絡調整及び助言、指導を仰ぎ解決を図る。
- ・苦情をサービスの向上に結びつける。

2) 行事

①年間行事とレクリエーションの内容

4月	桜祭り	7月	七夕祭り	10月	玉串保育園交流	1月	お茶会
5月	ゲ ー ム	8月	玉串保育園交流	11月	干支色紙飾り作成	2月	楠根デイ祭
6月	短冊作成	9月	敬老祝賀会	12月	クリスマス会	3月	玉串保育園交流

玉串保育園との施設間交流の促進事業の展開(園児・保育士)

② その他

- ・手作りによる月別カレンダー作り等
- ・誕生会(バースデーカード、記念写真撮影)

3)研修

スタッフの資質向上を図るために、情報提供・研修会への参加

4) いきいきネット相談支援センター事業

(東大阪市CSW配置事業:楠根、高井田中学校区担当)

CSWが地域で援護を要する高齢者、障がい者、子育て中の親などの見守り、課題の発見、必要なサービスや専門機関へのつなぎを行い、相談援助にあたる。(詳細は別掲)

シルバーハウジング事業 (稲田鷺島住宅シルバーハウジング事業)

稲田鷺島住宅シルバーハウジング事業は、スタートして10年余りになり入居者の高齢化が進んでいる。加齢による身体機能の低下等によって、介護保険制度を必要とする入居者が増えてきているのが最近の傾向である。この事業の基本項目である生活相談、安否確認、一時的な家事援助、緊急対応などを実施するとともに、入居者の日常の健康状態を維持するためにも介護予防の視点に立った援助サービスにも積極的に取組んでいく。

- 1) 事業内容
 - ①入居者世帯の安否確認
 - ②月1回の「お茶会」を開催
 - ③一時的な家事援助、緊急対応などの生活支援の相談、援助
 - ④各種生活情報の提供
 - ⑤関係機関及び家族との連絡、調整
- 2) 平成22年度重点活動計画
 - ①基本事業を実施するとともに入居者への援助を強化していく
 - ②関係機関からの情報を活用しての勉強会の開催
 - ③要支援者への援助の取組み
 - ④ボランティアの活用を図る
- 3)援助員としての質の向上をめざす
 - ①積極的に他施設の見学の実施
 - ②研修会への参加を行う

ホームヘルプ事業

介護保険事業は、前年度の居宅介護支援事業所「西ケアプランセンター」の閉所につづき、地域福祉推進事業に特化していくために、今年度「訪問介護事業」と「介護予防訪問介護事業」のサービス提供を実施してきた「社協へルプステーション」、「社協西へルプステーション」2カ所の事業所を平成23年3月末日をもって閉所することになる。

また、障がい者に対するサービスについても、「居宅介護(ホームヘルプ)」と「重度訪問介護」の2カ所の事業所を同時に閉所する。

今年度は、閉所に向けての業務を推進していくために、利用者やその家族の意向を真摯に受け止め、尊重しながら利用者を他事業所に移管していく。一方、非常勤ホームヘルパーについては、利用者の移管とともに他事業所の紹介を行っていく。また、この事業で培われた経験を活かし、高齢者の話し相手や、介護保険制度の適用とならない方々への支援など、社協が持っている様々なネットワークやマンパワーを活用し、ボランティア活動への参加の働きかけなど新たな活動の紹介・勧誘を行っていく。

昨年度、3回実施した「ホームヘルパー公開研修会」は、他の事業所から管理者をはじめ、多数の参加があり好評を得た。

この成果をもとに今年度も継続して質の高いサービスの提供や、職員の資質の向上をめざすため 必要な研修を、他の事業所が参加できるように企画・実施していく。また、情報交換や連携、管理 者との交流を通じて得た他事業所との長年の信頼関係を活かし、利用者の移管等をスムースに行っ ていく。

市受託関係事業では、難病患者等へのサービスとして「難病者等ホームヘルプ事業」を引き続き 実施する。

- 1) 訪問介護事業・介護予防訪問介護事業(介護保険法)
 - 障害福祉サービス事業(障害者自立支援法)
 - ①利用者の意向を受け止め、ニーズに対応しながら利用者の移管を行う。
 - ②他の事業所と連携を図り、円滑な利用者の移管を行う。
 - ③非常勤ホームヘルパーの意向を聞きなから、事業所の紹介、他の活動の情報提供など事業 所を閉所後の進路について支援していく。
- 2) 難病者等ホームヘルプ事業(市受託事業)
 - ①難病等ホームヘルプ事業については、身体の状態等を把握し、相談を行い制度への手続きの 援助を行う。

- 3) 現任訓練、研修会等の実施・参加
 - ①介護技術向上の実習、利用者や介護者の精神面のサポートを行うための相談助言に関する研修を実施する。
 - ②ホームヘルパー公開研修等を実施し、情報交換や連携、交流を図っていく。
 - ③事例研修、人権問題、健康管理等に関する研修会を実施するとともに、外部研修会にも積極 的に参加する。

日常生活自立支援事業

日常生活自立支援事業は、判断能力の不十分な認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等に対して、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理をお手伝いすることにより、地域で自立した生活が送れることを目的とした事業である。

この事業の利用相談は、利用者やその家族をはじめ市内の関係機関、団体、施設関係者からの相談がある。特に近年は各福祉事務所、保健センター、ケアマネジャー、病院、民生委員、地域包括支援センター等からの相談依頼件数が増加しており、利用相談件数が月平均約13件、年間約160件程度となっている。内容は、認知症高齢者、経済的虐待の疑いのある在宅高齢者、精神障がい者の退院から居宅生活への支援としての日常的な金銭管理サービスの利用相談などである。

本事業では「日常生活自立支援センター」として、これまで専門員及び生活支援員を増員して利用希望者の待機期間の短縮に努めてきた。

最近は、利用者の施設入所や認知症の進行などで成年後見人の選任や死亡などで解約するケースも出てきている。解約については預り金などの保管物の引継ぎの際に、相続人や親族などが所在不明のために、極めて困難で時間を要するケースも出てきている。

本年度は引き続き、職員体制の強化とサービスの効率化を図り、利用希望者の待機期間の短縮をめざし、様々な課題への対処方法の検討を行っていく。そのために関係機関と連携し、対応していくとともに、福祉サービスを利用している利用者の地域での生活支援に努める。

また、今後も増加するであろう利用者に対応するためには、現状の職員体制に加え、あらたに登録型の生活支援員によるサービスの開始を考えながら、その基盤体制作りを行う。

さらに、現在原則としている関係機関や事業所等の立ち会いによるサービスに代わり、複数の生活支援員のサービス提供などについても検討していく。

基幹型 地域包括支援センター事業

地域包括支援センター事業は、2ヵ所の地域包括支援センター(基幹型地域包括支援センター角田、基幹型地域包括支援センター荒川)を運営している。センターでは担当地域の高齢者の総合相談、権利擁護、地域のネットワークづくり及び介護予防ケアマネジメントを行っている。今年度は介護予防教室など地域に出向いて介護保険制度の説明など地域のネットワークづくりをすすめていく。

また、基幹型地域包括支援センターとして東大阪市高齢者地域ケア会議の事務局業務の役割があり、他の17ヵ所の地域包括支援センターの取りまとめや保健、福祉、介護、医療等の各種サービスや高齢者の支援に関わる諸活動を総合的に調整、推進するための機関等代表者会議等を担当している。

一方、介護支援専門員の支援も地域包括支援センターの役割であることから東大阪市介護支援専門員連絡会の事務局を担当し、市内で活動する介護支援専門員のスキルアップのための研修会の充実などをめざしていく。

事業内容

- 1)地域包括支援センターの基本業務
 - ①介護予防ケアマネジメント業務
 - ・特定高齢者等の対象者へ介護予防事業に関する業務
 - ・要支援1、2の利用者への介護予防ケアプランの作成

②総合相談支援及び権利擁護業務

- · 総合相談業務
- · 権利擁護業務
- ・虐待等の実態把握業務

- ③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
 - ・介護支援専門員への日常的個別指導・相談支援業務
 - ・支援困難事例等への指導・助言業務
 - ・医療機関や行政その他の関係機関と連携するための地域のネットワークづくり
- ④介護者支援ならびに情報提供、啓発事業
 - ・介護予防教室ならびに家族介護教室の定期的開催業務
 - ・小地域ネットワーク、CSWとの連携を強化
- ⑤担当地域
 - ・基幹型地域包括支援センター角田

(荒本1・2丁目、荒本北1~3丁目、荒本新町、荒本西1~4丁目、稲葉1~4丁目、 岩田町1・4~6丁目、角田1~3丁目、西岩田1・2・4丁目、菱江1~6丁目、 菱屋東1~3丁目、吉田下島1・13・14・21番)

・基幹型地域包括支援センター荒川 (近江堂1~3丁目、大蓮東1・2丁目、柏田東町、金岡1~4丁目、衣摺1丁目、 源氏ヶ丘、友井1~4丁目、長瀬町1~3丁目、吉松1・2丁目)

- 2) 地域包括支援センター「基幹型」の業務
 - ①地域包括支援センター連絡調整会議の運営並びに地域包括支援センターの 支援困難ケース等の支援に協力してあたるなどの業務
 - ②高齢者地域ケア会議の事務局業務
 - 1.東大阪市高齢者地域ケア会議の運営
 - (1)地域ケア会議の開催
 - ・個別支援策検討会議の開催
 - ・地域別会議の開催
 - ・企画運営会議の開催
 - ・虐待防止専門会議の開催
 - ・機関等代表者会議の開催
 - (2)認知症を知る地域講演会の開催

市内各リージョンセンターで定期的な開催

- ③地域包括支援センター及び高齢者支援関係機関担当職員の資質向上を図るため、定期的な 研修の実施。
- ④市全域の立場から、各種の保健福祉サービスの内容、利用方法等に関する情報の提供及び その積極的な利用についての啓発を行う。
- ⑤要援護高齢者等の家族等からの相談や相談協力員からの連絡を受けた場合に、相談者等の 居住地を担当区域とする地域包括支援センターと連携をとるとともに、必要に応じ、訪問 等により在宅介護の方法等についての指導、助言を行う。
- 3) 東大阪市介護支援専門員連絡会事務局業務
 - ・市内で活動する約230名の会員の情報交換およびスキルアップ研修会の開催

玉串保育園事業

- 1. 定員120名の保育と待機児解消の促進として20%の枠外入所の実施を継続していく。
- 2. 一時預かり事業
- 3. 地域の子育て家庭を対象に、登録制によるグループ活動「ドレミファランド」や自由参加型の「スクスクランド」「ぴよぴよランド」などの年齢に応じた子育て支援を展開していく。「わんぱくスクスクネット推進会議」を通じて地域の各機関との連携を図り、地域に根ざした取り組みを進めていく。

園庭開放や育児相談の定例化システムを図り、施設機能の充実を促進する。

保育園における「地域貢献支援員(スマイルサポーター)」の認定を受けた保育士が、地域福祉の担い手となり、専門的保育活動の実施。

4. 世代間交流事業では、近隣の軽費老人ホーム「玉美苑」の利用者との定期交流の実施。3校区におけるネットワーク事業への参加。卒園児との交流事業や中学2年生の職業体験の受け入れなども継続して実施していく。

月	行 事 内 容	月	行 事 内 容
4	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
5	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8	・誕生会 練・遊野犯訓練・・・・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
6	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

月	行 事 内 容	月	行 事 内 容
10	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1	 どんど会 ・どれ会 ・注生院資料館見学(5歳児) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1 1	・誕生会 ・園外保育で ・体育で ・のでででで ・のででででで ・のででででででで ・のでででででででででで	2	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
12	 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

平成22年度

事業計画及び一般会計予算書

社会福祉 法 人 東大阪市社会福祉協議会